

掛川市条例第24号

掛川市立学校体育施設等使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月6日

掛川市長

(別紙)

掛川市立学校体育施設等使用条例の一部を改正する条例

掛川市立学校体育施設等使用条例（平成17年掛川市条例第165号）の一部を次のように改正する。

別表1の表大型の項中「大浜中学校」の次に「、大坂小学校」を加え、同表1の表中型の項中「、大坂小学校」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成29年8月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市立学校体育施設等使用条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る使用料から適用し、施行日前における使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。